

防府市し尿収集料金等調整会議設置要綱

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、し尿収集料金等について審議するため、防府市し尿収集料金等調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 調整会議は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する公共的団体の代表者
- (2) 市職員

(会長及び副会長)

第3条 調整会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、調整会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 調整会議は、会長が招集する。

2 調整会議の議長は、会長をもって充てる。

3 調整会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

4 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、防府市生活環境部クリーンセンター内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月2日から施行する。